

原発対応課長過労自殺

関電 残業月最大200時間

運転開始から40年を超えた関西電力高浜原発1、2号機（福井県高浜町）の運転延長を巡り、原子力規制委員会の審査対応をしていた同社課長の40代男性が4月に自殺し、敦賀労働基準監督署が労災認定していたことが19日分かった。1カ月の残業が最大200時間に達することもあり、労基署は過労自殺と判断した。

男性は「管理監督者」に当るとされ、労働基準法で定める労働時間の制限は受けない。ただ会社側は残業時間や健康状態を把握、配慮する義務がある。2基は当時、7月7日の期限までに規制委の審査手続きを終えなければ廃炉が濃厚で、関係者によると男性は極度の繁忙状態にあった。関電は原発への依存度が高く、再稼働は経営に直結する問題。男性の自殺については、関電は「コメントは

制委への説明に追われていた。労働時間は1月から急増。2月の残業は約200時間と推定され、3月から東京に出張して資料作成や規制委の対応に当たった。

3、4月の残業も100時間前後とみられる。4月中旬、出張先の都内のホテルで自殺しているのが見つかった。体調が良くない様子で同僚から心配する声があったという。

再稼働に向けた審査対応業務を巡っては、厚生労働省が労基法で定めた残業時間制限の適用除外とする通達を出している。通達が出た2013年時点で申請の

あった原発が対象で、高浜1、2号機は対象外だった。規制委は6月、高浜1、2号機の運転延長を認可した。

高浜審査期限に追われ

「原発再稼働は社の最優先事項。他部門の同僚から『原子力は何をやっているのか。しっかりしろ』とハツパを掛けられたこともある。原子力規制委員会の審査対応に当たる。ある電力会社の担当者は打ち明ける。

2月には規制委の新規制基準の審査に事実上合格したが、7月までに建物や設備の詳細設計をまとめた工事計画の認可を受け、老朽化対策に特化した審査に合格する必要があった。期限に合わなければ廃炉が濃厚となるため、現場への

プレッシャーは一層強かったとみられる。関係者によると、男性は工事計画作成の担当者で、労働時間の急増が作業の本格化と重なる。男性が命を絶った約1カ月後の5月末、関電は工事計画の修正書を規制委に提出し、6月に運転延長の認可を受けた。

「現場の責任者として、本店や原子力事業本部では分からない細部に目を配らねばならず、労働時間が激増したのだろう」と、ある電力会社の社員は推測する。関電関係者によると、社員の過労自殺を受け、5月の連休やお盆の時期はしつかり休むよう、社内で通達が出されたという。

差し控える」としている。関係者によると、男性は技術者で工事関係の課長職。審査手続きの一つ、設備の詳細設計をまとめる工事計画認可申請を担当していた。数万ページに及ぶ資料にミスが見つかるたびに、規

現在も各地の原発の審査は続き、スケジュールは立て込んでいる。東京・六本木の規制委が入るビルの玄関には、審査会合や事前のデータ確認などのため、分厚い資料を持った電力社員らが連日のように大勢集まっている。